

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年9月1日 午前9時59分～午前11時

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春 二

○その他の議員

議員 井上 勝 博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊 郎	商工観光部長	末永 隆 光
総務課長	田代 健 一	観光・スポーツ対策監 兼観光・シティセールス推進課長	古川 英 利
文書法制室長	堀ノ内 孝		
財政課長	今井 功 司	市民課長	榊 順 一
		環境課長	内田 泰 二
危機管理監	新屋 義 文	建設部長	泊 正 人
防災安全課長	角 島 栄		
コミュニティ課長	十 島 輝 久	教育部長	中川 清
情報政策課長	瀬戸口 良 一		
広報室長	屋 久 弘 文	水道局長	落合 正 洋
新エネルギー対策監 兼新エネルギー対策課長	久 保 信 二	消防局長	新 盛 和 久
農林水産部長	橋 口 誠	議会事務局長	田 上 正 洋
六次産業対策監	小柳津 賢 一	議事調査課長	道 場 益 男

○事務局職員

事務局 長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久 保 淳 一
議事調査課 長	道場 益 男	主 幹	久 米 道 秋
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子

○審査事件等

- 1 第4回臨時会の会期日程（案）について
 - 2 第4回臨時会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
 - 3 緊急質問の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（上野一誠）おはようございます。台風によりまして、先般、急遽、議会運営委員会を開いていただき、臨時会に対するその取り扱い等を御協議いただきました。まだまだ台風の被害が、処理がいろいろあって、またいろいろと家屋においても被害が出ているところもあって、3日の全協で報告もいただくということになりますけれども、それに伴う補正の処置ということも必要になってくるというふうに思っています。

本日は、いよいよ3日から臨時会ということで始まっていきますけれども、皆さんの御協力での臨時会がスムーズに進行できますようお願い申し上げます。御苦労さまでございます。

△第4回臨時会の会期日程（案）について

○委員長（大田黒 博）それでは、まず第4回臨時会の会期日程（案）についてを議題といたします。

説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1、平成27年第4回市議会臨時会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は前回8月27日の議運でお決めいただいたとおり、9月3日から30日までの28日間であります。

会期日程は、9月3日の本会議で、付託事件等審査結果報告及び議案説明。翌4日、午後3時に総括質疑及び緊急質問の通告締め切り、15日の本会議で総括質疑を行い、16日の本会議では、総括質疑、その後、議案等付託。休会中の18日に企画経済委員会と建設水道委員会を、24日に総務文教委員会と市民福祉委員会を開催願ひ、25日は委員会予備日としてはいかがかと考えま

す。さらに、30日の本会議では、付託事件等審査結果報告を予定してはと考える。なお、17日には地方創生特別委員会も予定されております。

次に、今後の議運の開催予定ですが、現時点で最大3回の開催が見込まれます。

まず、緊急質問の通告があった場合には、9月7日午前10時から議運を開催してはと考える。

さらに、今後、補正予算議案及び決算認定議案の提出が予定されておりますので、災害関係の補正予算議案に係る議運を15日の本会議終了後に、また、決算認定議案等に係る議運を16日の本会議終了後に、それぞれ開催してはと考える。なお、15日と16日の二日間にわたる議運開催の必要性ですが、まず補正予算議案については、災害対策という緊急性の観点から16日の本会議審議が想定されますので、その前日の15日の本会議終了後に議運開催を、一方、決算認定議案等については、例年同様、初日提案の議案と切り離れた委員会審査のため、会期延長を視野に入れた30日の本会議での委員会付託が想定されますので、16日の本会議終了後にそれぞれ議運開催を予定してはと考える。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、第4回臨時会の会期日程（案）については説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、第4回臨時会の会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△第4回臨時会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）次に、第4回臨時会に付議される議案等についてを議題といたします。

事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、閉会中の審査結果報告が2件、陳情第8号及び10号について、8月31日付で付議事件として追加告示がなされましたので、9月3日の本会議において市民福祉委員会から審査結果報告の後、本会議審議としてはと考えます。

なお、討論通告ですが、資料2-2、討論通告一覧表のとおり、井上議員からそれぞれ賛成討論の通告があります。

次に、提出予定議案は、一般議案80件、補正予算議案12件の計92件であります。

資料2-3、付議事件一覧をごらんください。第3回定例会に提出予定であった議案と議案番号、提案理由など全く同一であります。また、その概要については、8月17日の議運で説明済みでありますので、本日の説明は割愛させていただきます。

委員会の付託先ですが、議案第84号から88号までの5件は、9月24日の総務文教委員会に、議案第89号から11ページの142号までの54件は、9月18日の企画経済委員会に、議案第143号から12ページの151号までの9件は9月24日の市民福祉委員会に。13ページをごらんください。議案第152号から14ページの163号までの12件は9月18日の建設水道委員会にそれぞれ付託してはと考えます。次に、議案第164号は平成27年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。15ページをごらんください。議案第165号から175号までの11件については、平成27年度の各特別会計及び水道事業会計補正予算であり、それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

次に、16ページをごらんください。今後、提出予定議案等ですが、ごらんのとおり、中日、9月16日に予算関係議案1件、最終日9月30日に報告3件、決算認定議案16件のそれぞれ提出が予定されているようです。

次に、資料2-4、除斥対象者一覧表をごらんください。議案第89号から121号までの9件について、記載のとおり除斥対象となりますので、対象となる議員におかれては自主退席をお願いいたします。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありま

せんか。

○総務部長（今吉俊郎）改めまして、議案に關しまして補足説明をさせていただきます。

今ほど、事務局長から説明がありましたとおり、提出いたします議案等につきまして、その議案番号並びに内容は変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。議案の取り扱いにつきましては、改めてよろしくお願い申し上げます。

なお、8月25日未明に襲来しました台風15号の災害対策に係る補正予算につきまして、現在、査定中でございます。つきましては、第3回補正予算として中日の提出を予定し、本会議審議をお願いしたいと考えておりますので、あらかじめ御理解をいただきますよう、あわせてよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、第4回臨時会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、第4回臨時会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時 7分休憩

~~~~~

午前10時12分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

△緊急質問の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）次に、緊急質問の取扱いについてを議題といたします。

事務局に資料の説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

緊急質問の取扱いについて御説明いたします。

前回の議会運営委員会におきまして、第4回臨時会の緊急質問に係る協議を行っていただきました。その結果、緊急質問が予想されるということで、申し合わせ事項に基づいて質問通告を提出する場合の通告期限を9月4日午後3時ということでお決めいただいたところでございます。

今後の議会運営委員会での協議の進め方等について御確認していただくということで、資料を整理したものでございます。

まず、1点目。通告用紙の関係でございますけれども、別添のほうに緊急質問通告書を準備してございます。質問事項及び内容、それから緊急質問通告の理由ということで、緊急であることの説明をふれていただくこととしております。

なお、記載の予定時間でございますけれども、予定時間については議運で決定するということとなっておりますので、この通告書を出されるこの段階では通告をされる議員が希望される時間というか、想定される時間ということで、現在、御理解いただければということで考えております。予定時間につきましては議運で後ほど決定をいただく予定で考えております。

なお、緊急質問でございますので、何件も長々とするものではないというような理解もされておりますので、これまでは時間についてはお一人10分というような取り決めがされているところでございます。参考までに申し上げておきます。

それから、資料の2番目に次回の議会運営委員会の審議内容、審議項目等について整理をいたしました。9月7日午前10時となりますけれども……。〔午後10時と呼ぶ者あり〕午前10時でございます、資料が午後となっておりますが、午前10時の間違いでございます。訂正方お願いします。失礼しました。

それから、次回の協議内容でございますが、大きく2点ございますが、緊急性の有無について、こちらにつきましては緊急質問として取り扱うかどうかの御判断と質問者の決定等を行っていただくこととなります。

また、緊急性があるとなった場合の具体的な取り扱いになりますが、質問時間をお一人何分までとするのか、また質問方法については一括質疑、一括答弁方式の3回までとするか、質問者の順番を提出順とするのかどうか、また議事日程の取扱いについて、いつ、どの時点で緊急質問を行うの

かというようなこと、またあらかじめ議事日程に掲載するかどうかというようなこと等も御協議いただければというふうな考え方でございます。

スケジュールの表につきましては、再度の確認になりますけれども、9月4日、緊急質問の通告締め切り、午後3時。7日、議運、午前10時、そこで今申し上げました緊急質問の取り扱いを御決定いただく予定としております。

また、緊急質問の質問者の項目に質問者が決定いたしましたら、8日の火曜日でございますが、当局においての緊急質問に係る内容確認、こちらのほうで議員の皆様方、対応いただければというふうな考え方をもっているところでございます。

裏面になります。

1番上には、緊急質問の申し合わせ事項を掲載しております。説明は省略いたします。

3番目が緊急質問と先決事件、先議事件等の関係を整理したものでございます。前回、川添委員のほうから御指摘がございまして、それについて回答保留していた部分でございます。

まず、(1)で先決事件ということで、アのほうで言葉の意味を整理してございます。先決事件につきましては、会議の運営上、他の事件に先立って審議の対象としなければならない案件のことをいうものでございますが、その典型例といたしまして4点ほど書いてございます。1点目が議長、副議長選挙のような議会構成に関する案件。2点目が議員辞職等の議員の身分に関する案件。それから、3点目が除斥該当の有無等についての確認案件。それから、先決動議といったもの等が代表的な例として挙げられるということでございます。

それを受けまして、(2)で緊急質問の発言時期について整理をいたしました。アのほうでは緊急質問の動議が出た場合の対応。また、イのほうでは議事日程にあらかじめ議運の調整により載せるケース、そういったことで二つに分けてみました。

アの緊急質問の動議の件についてでございますが、この場合、緊急質問は①に書いてありますとおり、何々について緊急質問を認めてほしいという質問項目に関する同意の件、それから②で書いてありますとおり、この際日程に追加して直ちに発言したいという日程追加の同意を求める件、この二つを同時に諮るということになりまして、これが可決された場合に初めて緊急質問が認められ

るという形になります。議事の途中で動議という形で行われることが多いといわれております。この場合、①、②、これを切り離すことができまないので、これを認めることとなる緊急質問に係る動議はいわゆる先決動議の一つであるというようなことが考えられます。議事日程につきましては、この分については追加で議事日程に上げるという形をとることとなります。

今のほうでは、動議ではなくて、議会運営委員会でも緊急質問の申出を認めるかどうか協議し、あらかじめ議事日程に掲載することはできますので、そうしたことで議運で御協議いただくことになる分ですが、緊急質問の発言時期をいつにすべきかということは特に定めがございませんので、緊急質問であれば、どの時点であってもよいというようなことが書物で出ております。そういったことで、どの時点で議事日程に掲載するかというようなこと、発言時期の決定につきましては議会運営委員会の協議により御決定いただければというようなことで——可能であるということで、整理をしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、緊急質問に関して、質問通告用紙について、次回の議会運営委員会について、緊急質問の先決問題についての3点について、後ほどお諮りをしますけど、全体について御質疑をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、まず一つずつ。質問通告書についてでございますが、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。この時間等においては、緊急質問が出てきたときに、その時点で協議してもらおうということでよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員（佃 昌樹）通告書はつくっておるんだけど、この形式はワープロに打ち出してあるんだが、いいかな。

[「切り張りで」と呼ぶ者あり]

○議事調査課長（道場益男）現在、定例会で行っております質問通告につきましても、提出される議員によりましては切り張りで対応しているところもございますので、今回の場合も、そういう場合は切り張りで対応したいと考えます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにありませんね。通告用紙については、そのように決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に、次回の議会運営委員会については説明のとおりとすることで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

緊急質問の先決問題については、説明のとおりとし、次回の議会運営委員会で日程を決定したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）臨時会を第4回臨時会ってなつてんだけど、これ数え方、臨時会の、どういったルールがあるんですか。

○議事調査課長（道場益男）本市議会においては、通算で数えていくという取り扱いがされておりますので、臨時会につきましても、第3回定例会が終わって、臨時会が開催される場合は第4回と、頭に名前がとられます。そういう通算の回数で数えていくという取り扱いをしております。自治体によっては、定例会と臨時会の回数を別々に分けるというようなことをしてあるところがありますけれども、本市議会においては通算でいくというよう取り決めがされているところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹）そういった数え方をやると次の会は第5回定例会という形で進むと。

○議事調査課長（道場益男）そのようなこととなります。

以上でございます。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（川添公貴）確認をしてみたいと思うんですけど、今、台風15号についての議員全員協議会の点も出たんですけども、それについて徳永委員のほうでも質問があったわけですが。仮に

3日の日、4日の日に——台風15号の災害についてちょっといろいろ要望を受けているんで——認めていただければ緊急ということで質問したいと今思っているんですけど。仮にそれを7日の議運で諮って、当局に資するのが15日ということになると、緊急性がなくなってしまうんじゃないかという思いがあるんです。というのは、きょうの大雨の中でも——1回片づけたところに——いろんな側溝が詰まって、道路が川状態になっている。そういう一つの例があって、その対応をどうするのかとか、個人住宅の倒木がまだうちのところも何件かそのままなってる、これをどうするのか。それから、自治会とかっていう、何項目か準備をしてたんですけど、ちょっと御相談なんですけど。15日で果たして補正が出た後でそれでいいのかという思いがあって、できれば先ほど事務局でもあったように緊急質問というのは長々とやるものではないんで、10分という申し合わせがあったということなんで、10分、5分でも結構なんですけど、3日の日にさしていただけないかっちゃう思いがずっと強いんですが、いかがなものでしょうか、議運委員長として。であれば、あしたでも即通告書を書きます。

○委員長（大田黒 博）その辺、事務局長、議長、どうなんでしょうか。特別な了解を含めてこのようになった経緯を勘案をしたときに川添委員が言われたものが果たしてどうなのかなという。

○委員（小田原勇次郎）今、川添委員がおっしゃった部分について非常に納得できる部分ではあるので、後は議会運営の部分の手法のほうはどこでそういう議論をすればいいのかなどと思ったときに、川添委員に例えば3日の全協で台風15号の報告が防災安全課からあるんですが。その後でそういう議会側からの意見要望の集約という形でそういうのを議長あたりが取りまとめてくださって、当局に申し述べる機会を設けていただけることが、全協でやったほうがいいのか、それとも本会議の中でやったほうがいいのか、そこあたりを川添委員はどんなお考えかなと思ったところでした。

○委員（川添公貴）発言っていうのは、私は本会議でやるべきだといつも思っているんです。全協主義ちゅうのは余り昔から好きじゃない。何でかちゅうと議事録に残らない。何を発言してどうしたのかちゅうのがしっかりと議事録に残らない。こう言っちゃなんですけど、旧町村時代は何

か問題がありや、即全協じゃった、即全協に移して本会議から議事録を消すやり方で帰って来て本会議を開いたら異議なしとか修正とかってなったんで、余り昔からそういう全協ちゅうのは好きじゃないんではあるんですが、それは私の個人的な考えです。であるんですが、今おっしゃったように、その機会がなしとするならば、3日の全協の席で発言をしても構わない、時間さえいただければ。るる、そこの発言をしますけど。だから、基本的にやはりそういう発言ちゅうのは議事録に残すべきだちゅうのが基本的な私の考えです。過去、町村議会は何もかも全協で処理しよったもので、何も残ってないんです。それは余りよくない。

○議事調査課長（道場益男）先ほどの緊急質問の動議となりますと、初日に出てくる場合ですが、動議の場合、まだちょっと時間がありますので議事日程に載せる可能性っていうのも、まだ検討はできるかと思います。申し合わせで、緊急質問につきましては、先ほどの資料4の裏のほうにも、あらかじめ議長に質問通告書を提出するとなっていますので、もし3日の日にどうしても緊急質問をしたいというようなお気持ちであれば、あらかじめ近日中に質問通告書を出していただいて、出されたことを受けて議運を招集していただき、またその緊急質問の出されたことについて別個、きょうでもあしたでも議運を開催いただいて、その取り扱いを決めていくというような段取りが出てまいります。

それと、議員全員協議会について小田原委員からも出ましたけれども、本会議ではなくて全協である程度の意見集約というようなことも可能ではあるかと思っています。議事録が残らないということでございますけれども、全協での御発言につきましても、要点筆記という形で——ほぼ全文筆記に近い形なんですけれども、要点筆記というように形で、議事録というものは残しておりますので、その取り扱い、どちらがいいかというようなのは議運のほうで御協議いただければと思います。

以上です。

○委員（川添公貴）だから、その手順は今おっしゃったとおりなんで、その手順を踏まないためにも今その考えでいるんだが、いかがでしょうかという話をしたんであつて。通告をきょう、あした出して、即議運を開くっていうのも無駄なこと

なんで、今お願い、こういう考えを持っているんだけどっていうことで話をしたんです。なかなかそういうことで、時間的余裕とか議事運営上厳しいものがあるとしたならば、全協でという話もいただいたんで、全協でも構わないですよって、先ほど言ったのはそういうことです。

だから、再度言いますけど、本来なら議場で質すべき問題なんで、考えておる項目の中に予算も含んでますし。わかりました。とりあえず、ほんなら全協で発言をしたいと思います。

**○委員（佃 昌樹）** せっかくやるんだから、全協でやる必要はないと私は思うんです。私は原発の避難計画であるけれども、今起こっている災害対策について、私の場合は7日に審査もらって、15日、16日も構わないけれども。あんたのはやっぱり緊急を要する、補正についてもそうだし、裏づけが補正が出てくるので、もう3日の時点で災害対策関係については、処理関係については、3日の本会議の中で緊急に質問をするという形をぼんっとつくったほうが、2段階方式になるけれども、そうやとったほうが効率的ではあると思う。ごちゃごちゃせんでいいから。だから、通告書は出さんでも構わないから3日の日に本会議で災害対策に限っての緊急質問というところの議事を設けてもらって、そして、そこでやってしまう。もちろん要望もあつたりするだろうから。そこで、災害対策関係を終わらせたほうがいいんじゃない。そう思うんだけど。

**○委員（川添公貴）** 議運の中でそのように決定していただけたら。私だけじゃなくて。今そういう御助言をいただいたんで考えたんですけど、総枠で10分ということなんで、一人、大体申し合わせが。そうすると、議事日程で30分だけとっていただいて、一人がずっとしゃべるんでなくて、その間に何人か30分の間に発言をしていただく。だから、一人1回もしくは2回っていうそういう通告制をとっておけばいいのかなと思うんですけど、それもちょっと曲がったやり方なんで。そこはおっしゃるように議題として災害についてということについて、質疑をとれば流せるとかなと思いますのが1点。そういうことをさっきもおっしゃったように議運の中で認めていただければ簡単に見えるように通告書をつくってはみますけど。そんなたくさんありません、災害だけです。

**○議長（上野一誠）** 今、るる御意見が出ており

ます。今、川添委員が言われたように7日の日にこの緊急質問通告の議論をして、実際15日という形があるとかかなりその間、緊急性という捉え方からするといかがなものかということで、全協という捉え方もあるんだが、佃委員のほうから言われるようにやはり本会議において緊急質問の取り扱いをしてはどうかということで、災害関係だけ。今、おっしゃるように手続上はできないことはないと思います。今、課長が言うように、きょうの段階でその方向性を議運で決めてもらえば、災害関係だけは初日にやらせてということだけを決めてもらえば、そのように議員各位に通達をして、それを通告をしてくれということで取り扱い上は可能だというふうに思います。そのような日程は組めると思うんですけど、その中でそれでいいかどうか。3日の日に状況は報告を彼らがすると思いますので、それをまた受けてその総括の緊急質問の中で取り扱いもしたらどうかという思いもないわけではないんですが。できたら緊急性ということであれば事務局的にはいけんかな、今の取り扱いをやるとすれば、災害関係だけに限って緊急質問をしてもらうというのが決まれば取り扱い上はいけんかな。

**○事務局長（田上正洋）** 例えば、きょう、通告書をお出しただけであれば、あした、また臨時で議運を開いていただいて、その中で吟味をしていた上で、当局のほうに検討をしてもらうという流れになりますので、かなりタイトなスケジュールにはなります。その内容によるとは思うんですけど、質問の。今、現状を参考までに申し上げますけれども、けさ、確認しましたが、まだ災害調査が続いてて、あしたの5時までには概要がまとまるかまとまらんかというような状況でございました、被害額とか。災害警戒本部が大雨の関係でまた今も設置をされてて、当局はその対応で結構忙殺されているような状況とは聞いております。

以上です。

**○委員長（大田黒 博）** どうでしょうか。今、川添委員から出されたもの、緊急質問を出したいということでしたけれども、初日にそういうものを入れるというのは少しどうかということもあって、災害におけるの絞りを入れてやればいいのかも思ったりもしますが、皆さん方、意見をもう少し出していただければ。

**○委員（谷津由尚）** 前回のこの議運で今回の緊



急質問について大きく二つ、一つ目が災害対策、二つ目が原発関連。この二つの要因がある。それは9月の会議がなくなったということで、そこは大いに参酌しなきゃならない部分だと思うんです。その中で、今ありましたように災害についてはさらに二つに分けられると思うんです。どうしても緊急性があつて予算に乗せなきゃならないもの、即座に対応しなきゃならない部分、あるいはその15日、16日に延ばせるものもあると思つていて、一番私が思うのは、3日の本会議の中で時間をつくっていただいて、その中でも災害対策の内容に限って、その災害対策の中でも急ぎのやつについては、これは議員の判断でありますけど、急ぎかどうかというのは各議員の判断になりますけど、急がないかんという判断があるんであれば緊急質問でそれをやる、残りの部分は15日、16日でやるという、そういう形に今回は落とす方向がいいのかなというふうに思います。

ただ、それに関して当局に対して、通告で対策の当局がその答弁の準備をせないかんとか、いろいろ手間になることは事実かもしれませんが、ただ我々は市民の負託があつて動いている部分もあつて、誰が見ても緊急に動かないかんという部分があれば、それはそれでせざるを得ない部分だと思つますので、やむなしと思つます。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございせんか。

○委員（佃 昌樹）動議として受ければ、別に通告は必要ないということになるけれども、それはやっぱり今、谷津委員が言ったように本当にその対応を早くしてやらなきゃいけないような問題、対策を早くしてもらわなきゃならない問題、そういった本当の緊急性の問題と、それから後づけでいい予算とか何とか、こういった問題とが二つ分けられると思うんです。だから、本来だったら未曾有の災害があつたときにいちいち通告をして質問を、そこに議会があるのにいちいち通告をして質問をしなきゃならないような議会のあり方というのは、これはおかしい。だから、そこに本当に緊急性があるんだつたら動議でもつてばつと成立をさせていく、そういった効率的な機能的なやつぱり議会の運営であつてほしいと思つます。だから、もうその通告をせんにゃ駄目だよというような言い方をすると、じゃあ動議でやつてしまひましよう、こういうふうになってしまうんです。

○議事調査課長（道場益男）御発言について通告なしでどんどんやればいいという、そういうちょっと乱暴な言い方をするとそういうふうにもとれたんですけども、会議規則の50条というところに「会議において発言をしようとするものは、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない」という、そういう規定もございせん。特に、また、緊急質問については、質問通告書をあらかじめ出すという申し合わせもございせんので、会議規則、申し合わせ等を勘案いたしますと、どうしても緊急質問をしたいという場合には、先ほど申しました通告書を出していただいて——余り時間がないんですけども、通告書を出していただいて、議運を開いていただいて、その取り扱いを決めた後、議事日程に載せていくというような流れで行かざるを得ないのではないかとこのように事務局としては考えるところでございせん。

以上です。

○委員（川添公貴）事務局がルールにのつとつてやられるというのは十分理解するんですが、そのために先ほど話をした日に佃委員も私もそうすけど、この場で3日の発言を議運として許すかどうかということも諮つていただいて、許すとなつて、本当は動議でも構わないと思つます。いざとなれば何人かお願いして動議を打つてもいいんですけど、そうじゃなくて通告書をきょう、あす中に出して、これに発言は臨時議会について緊急質問について緊急でない判断したときは議長が静止できるというのが書いてあります、会議規則のほうに。だから、そういう手間を省くために通告書を出して、これは緊急性がこの部分についてはないんじゃないのかという判断については、お任せをします。ですから、きょうの議運で緊急質問つていう日程を3日の日にとれるのかどうかだけを諮つていただければ、あした寄る必要もないし、この規則で言つても発言の最中にとめることもできるとなつていて、それをしないためにも通告書をお願いして、これとこれについてはどうですかというようなフィルターをかけてもいいのかな。そこまで譲歩してもいいと思つます。それでも、おっしゃるように、もう1回集まつて議運を開いていただくなんちゅうのは、それはもう結構です、そこまでせんでも。そのためにきょうお願いしてつたんで、それができないとなつと、全協でやるしかない。だから、今、議運で審議を

お願いしたのはそういうことです。議運が認めていただければ。

○委員長（大田黒 博）今出てますように、まずは3日の日の緊急性を二つ、委員の方から出ました15日以降にできるものと3日にどうしてもやらなきゃいけない、やりたいんだという、それを議員の方に通知して3日にその時間をとるべきか、その辺からいきたいと思いますがどうでしょうか。3日の日にその枠を30分でもとっていいものかどうなのか、どうなんでしょう、皆さん。それも議運で今ありましたように決定すればいいんだと思いますので。

○委員長（大田黒 博）ちょっと協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時45分休憩

~~~~~

午前10時56分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）それでは、緊急質問につきましては、説明のありました資料4のように、そういう取り扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）以上で、緊急質問の取扱いについてを終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時57分休憩

~~~~~

午前10時59分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博